

平成27年度第3回
札幌市都市景観審議会

会 議 録

日 時：平成27年10月20日（火）午後1時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第四常任委員会会議室

■ もくじ ■

1	開会	3
2	議事	3
	（1）札幌市景観基本計画・札幌市景観計画の見直しについて	
	・（仮称）札幌市景観計画骨子（案）その2	
3	閉会	29

平成27年度第3回札幌市都市景観審議会

- 1 日 時 平成27年10月20日（火）13時30分～15時30分
- 2 場 所 札幌市役所本庁舎 18階 第四常任委員会会議室
- 3 出席者 委 員：濱田暁生会長はじめ6名（巻末参照）
札幌市：市民まちづくり局都市計画部長
市民まちづくり局都市計画部地域計画課長
市民まちづくり局都市計画部地域計画課都市景観係長
市民まちづくり局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長
- 4 議事
 - (1) 札幌市景観基本計画・札幌市景観計画の見直しについて
 - ・（仮称）札幌市景観計画骨子（案）その2

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 定刻となりました。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいま、委員12名中7名の方がおそろいでございます。

都市景観条例の規定によります定足数を満たしておりますので、ただいまから平成27年度第3回札幌市都市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局担当の市民まちづくり都市計画地域計画課長の稲垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日、各委員のお席には資料を3点用意しております。まず、1枚物の本日の会議次第、ホチキスどめのもので二つでA4判横の説明資料1のスケジュール表と説明資料2骨子(案)その2でございます。不足等はございませんでしょうか。

よろしければ、次に連絡事項でございます。

まず、小澤委員、片山委員、鈴木委員、奈良委員、西山委員につきましては、欠席される旨のご連絡を頂戴しております。

また、本日、審議会の委員名簿をお配りしておりませんが、2名の委員の所属変更がありましたので、私からご報告をさせていただきます。

まず、坂井文委員でございますが、これまで北海道大学大学院准教授ということでございましたが、今回から東京都市大学都市生活学部教授になられたということでございます。ご報告させていただきます。また、八木由起子委員でいらっしゃいますが、これまで株式会社コスモメディアに所属されておりましたが、会社合併により社名が株式会社えんれいしゃに変更ということでございます。

以上、お2人の変更についてご報告させていただきます。

それでは、早速、これより議事に入ってまいります。この後、議事に入ってから場内の写真撮影はご遠慮いただくようよろしくお願いいたします。

それでは、濱田会長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○濱田会長 よろしくお祈いします。

お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回まで、各委員からも積極的にご発言頂きましたが、中には難題に近いご指摘もありましたが、それを事務局のほうで丁寧に精査していただきながら良い形にまとめつつあると思っております。前回、これまでの部分の骨格に関しては、ほぼこれまでの議論の趣旨に沿って了承できるという大筋の合意をいただきましたので、今後は、前回、議論をし尽くせなかった新しい部分のところをさらに深めるという格好で事務局で準備いただきました。事務局のほうも限られた時間でのぎりぎりの作業で大変だったと思うのですが、皆

さんのお手元に事前という格好で送らせていただいたと思います。事前にお読みになっている部分も含めて、今日改めて事務局からの説明に基づいて活発なご議論をいただきまして、より良い見直しに通じるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局骨子（案）その2について、前回に引き続きということによりお願ひします。

○事務局（都市景観係長） 都市景観係長の山田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料のご説明をさせていただきたいと思ひます。

まず初めに、今、会長からご説明をいただきましたように、ぎりぎりになりましたが、事前を送付させていただいておりました資料から修正されている部分がございますので、お配りした資料をご覧くださいながら聞いていただきたいと思ひます。

まず、説明資料1からご説明を差し上げたいと思ひます。お手元の資料もしくはスクリーンのほうをご覧くださいながら聞いていただければと思ひます。

まず、見直し検討スケジュールということで、平成26年度、昨年度のものになりますのでご説明は差し上げませんが、平成26年度には全5回のご審議をいただいたところでございます。

今年度、5月に第1回、8月に第2回とご審議いただきまして、今回、第3回目ということで、骨子（案）その2についてご審議いただきたいと考えております。前回、第2回の審議会以降、パネル展を開催したり、市民アンケートを実施しておりますので、このご報告も含めてさせていただきたいと思ひます。

今後につきましては、12月ごろに第4回審議会において素案をご審議いただいた上で、市民意見、パブリックコメントや都市計画審議会を経まして、3月ごろの第5回に計画の案ということで計画の確定に向けて手続を進めていきたいと考えております。

続きまして、4ページです。

パネル展の開催結果ということで、そちらについての開催結果をご報告させていただきます。

5ページをご覧ください。「これからの景観を考えるパネル展」と題しまして、札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）、各区役所等の計11カ所で開催いたしました。開催期間と来場者数はご覧のとおりとなっております。

続きまして、6ページ以降は、その際に使用しましたパネルについて、少し小さくて見えづらいですが、お示ししております。パネル①、②が6ページ、③、④が7ページ、⑤、⑥が8ページと主に前回の骨子の内容について説明した資料になっておりまして、こちらを展示したということです。

続きまして、9ページですけれども、その際に来場者にアンケートを書きいただいております。アンケートの回収数としては48件ございまして、男女比、年齢構成はご覧のとおりでございます。まず、何問か聞いておりますけれども、まず最初に、札幌市の景

観についての印象をお聞きしておりました。そのうち、85%が札幌の景観に魅力を感じているとお答えいただいていたところでございます。

続きまして、10ページをご覧ください。

続いての設問としては、計画が札幌市の景観を美しくするのに十分な内容かということにつきましては、67%が内容としては十分ではないとお答えいただいていたところでございます。また、そのパネルを見て内容が理解できたかどうかに関しては、88%の方が理解できたとお答えいただいていたところでございます。

次に、11ページでございますけれども、自由記載のご意見をいただいていたところでございます。抜粋になりますが、寄せられた自由記載のご意見としましては、一つ目、都市景観を大事にする姿勢は都市の魅力アップにつながるということで大事にしてほしいというご意見や、二つ目も三つ目もそうですが、景観色70色についていい取組だということで、もっと広くアピールしてもよいのではないかとといったご意見をいただいております。

12ページですが、こちらは、地下歩行空間で開催した当日の様子の写真でございます。

その下の13ページをご覧くださいなのですが、あちらの壁に提示してありますけれども、チ・カ・ホの開催場所に、東側と西側に各1枚ずつポスターを設置しまして、基本姿勢のフレーズに近いイメージの写真についてシールで投票していただきました。全部で398件の投票をいただいたところでございます。その結果を14ページ以降にお示ししてございます。

14ページは、ア、「自然を守り、生かす」ということで、その基本姿勢で1位だったものは北海道大学のイチョウ並木の写真でございました。

15ページは、「歴史を踏まえ、受け継ぐ」ですが、こちらは北海道庁旧本庁舎が1位でございました。

16ページは、「札幌の顔を創り、磨く」については、大通公園が1位でございました。

17ページの「地域の個性を見だし、伸ばす」につきましては、市電のある風景が1位でございました。

18ページですが、「みんなが取り組み、広げる」につきましては、さっぽろ雪まつりの市民雪像の制作風景が1位になっていたところでございます。

19ページ以降は、市民アンケートを実施しましたので、その概要についてご報告いたします。

20ページですけれども、実施概要ということで、札幌市では、市長政策室の広報部というところが全庁的に市民アンケートを毎年定期的に行っております。年3回ほど実施するのでございますけれども、9月に実施しました第2回の市民アンケートにおいて、景観に関する設問を盛り込んだところでございます。この内容につきましては、今後も定期的を実施することによって成果指標の一つとなり得るのではないかとということもありまして設けたところでございます。

21ページの問1では、札幌市全体の景観についての印象をお聞きしております。8割

の市民が魅力があると感じているということでございました。

22ページに行きまして、そのうち、いろいろな項目についてどういう評価をしていますか、どういうふうに魅力的だと感じていますかとお聞きしたところ、四季の変化がはっきりしている、身近に豊かな自然がある、市街地に公園、緑地、樹木、水辺などが多いといった上からの順番ですけれども、この順番で魅力が高いと感じている人が多かったということでございます。

23ページの問2-1ですけれども、お住まいの地域の景観についてどのような印象をお持ちですかということについては、約6割の市民が身の回りについても魅力があると感じているということでございます。

24ページに行きまして、今度は都心の景観についてどのような印象ですかということをお聞きしたところ、約7割の市民が魅力があると感じているということでございました。

25ページで、都心が景観計画重点区域に指定されていることを知っていますかということをお聞きしたところ、約7割の市民が景観計画重点区域のことを知らないという回答をいただいております。

その四つの重点区域に指定されているエリアにおいてどのような印象をお持ちですかという問いかけに対しては、大通が8割、駅前通が6割、南口が6割、北口3割がどちらかという魅力があると感じるとお答えいただいたところでございます。

26ページですが、札幌市が景観施策にいろいろ取り組んでいますということをご紹介しまして、このようなことを知っていますかということをお聞きしております。こちらも、重点区域と同様、約8割の方が知らないと回答をいただいていたところでした。

また、下の問4-1ですが、ご紹介した施策の中で今後さらに充実させていく必要があるものは何だと思えますかとお聞きしまして、上から多かった順に並んでおりますけれども、1位が歴史的建造物など景観の重要な建築物等の保存・活用、2位が都心の魅力を向上させる取り組み、3位が札幌市全域における建築物等のデザインなどの規制・誘導という順番の回答をいただいたところでございます。

最後に27ページですけれども、問5で、こういった情報を得る場合はどのようなところから情報を入手していますかということをお聞きしたのですが、1位が広報さっぽろ、2位がテレビ、3位が新聞という結果になっております。

問6では、札幌らしい景観と聞いて思い浮かべるキーワード、イメージについて選択式で聞いておりました。上から順に並んでいますけれども、1位が都市と自然、2位が基盤の目のように整った街並み、3位が雪のある冬の風景といったところが上位にございます。これらのアンケート結果もしくはパネル展の内容について、計画のほうに反映していきたいと考えているところでございます。

続きまして、最後に28ページは説明資料2の表紙ですけれども、ここからは札幌市景観計画骨子（案）その2ということで、概要についてご説明を差し上げたいと思います。

説明資料2をご覧ください。

ここからは、スクリーンではなくてお手元の資料でご確認いただきたいと思います。

まず、前回の骨子（案）その1です。ご覧のとおり、目次をお示ししていたところですが、この前回に、次回以降に記載しますということとしていたものについてご説明を差し上げたいと思っております。

具体的には赤で囲ってあります第4章と第5章のうち（4）取組を支える制度と運用の考え方、最後に第6章、計画の推進にあたってというところでご説明を差し上げたいと思います。

続きまして、10ページをご覧ください。

10ページまでは、1章から3章までということで、前回ご説明を差し上げたとおりの内容となっております。前回と変わっておりません。

10ページですけれども、第4章、良好な景観の形成に関する方針ということで、第2章の景観の特性や第3章の理念等を踏まえて、良好な景観の形成に関する方針を定めております。その内容としましては、自然や都市といった目に見える要素はもとより、人の活動についても景観を構成する要素として幅広くとらえた方針とすることにしてございます。その構成としましては、4-1で全市的な視点からの札幌の自然や市街地の区分を踏まえた方針を示し、4-2では、特に良好な景観形成を図る地域等について方針を示しております。

では、4-1、札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針の（1）自然的特性を踏まえた景観形成の方針でございます。まず、気候等ということで二つ並べておりますけれども、一つ目は、明瞭な季節変化があるということで、四季の変化が感じられる景観形成を、二つ目は雪が多いということは個性だということで、雪に配慮した景観形成を図りますということにしております。

2段目の地形ですが、第2章で掲げました札幌の地形が持つ特性を生かして良好な景観形成を図りますということで、地形の特徴を四つ並べてございます。また、特に、市街地の背景となる山並みを確認できる主要な視点場からの眺望に配慮した景観形成を図りますということにしております。

3段落目の水と緑ということで、一つ目は、水と緑のネットワークを基軸として重視し、連続性のある景観形成を図りますとしております。

また、二つ目と三つ目ですけれども、特徴ある水辺空間や拠点となる緑を生かしということと、植生やシンボルとなる樹木などを生かして良好な景観形成を図りますとしております。

続きまして、11ページをご覧ください。

（2）歴史・文化、人（暮らし）の特性を踏まえた景観形成の方針でございます。

1段落目の歴史・文化でございますけれども、一つ目は、歴史的景観資源に配慮、二つ目は、格子状街路や防風林などのまちの成り立ちを尊重、三つ目は、レンガ・札幌軟石など地域の資源に配慮したということで景観形成を図っていくと記載してございます。

また、次の人（暮らし）ですけれども、一つ目は、深い雪の中での文化ということで、雪のある暮らしの充実に配慮するということ、二つ目は、多くの人が訪れるところでは市民や観光客等が魅力を感じるということ、三つ目は、住宅地等の地域においては、地域への愛着を高めるということ、最後は、適切な維持・管理がなされて成熟していく景観形成を図るというように記載しているところでございます。

続きまして、12ページの（3）市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針でございませう。こちらは、都市計画マスタープランの市街地区分に基づきまして、それぞれの特性を踏まえた方針を定めているものでございます。

表の左側が市街地区分でございます。まずは都心ですが、世界に向けて都心の魅力を発信するというので、まずは、都心まちづくり計画で定めております骨格軸や交流拠点を定めているのですけれども、それらを生かした美しく風格のある景観形成を図るということと、来街者に優しく快適な、歩いて楽しい空間による景観形成を図りますということにしております。

続きまして、拠点ですけれども、各拠点の特性や機能が十分生かされた景観形成ということで、まず、地域交流拠点においては、多様な機能が集積するといった特性を踏まえて活気が感じられる景観特性を図るということと、もう一つは、公共的空間については質の高いデザインの誘導などをしまして良好な景観形成を図るということにしております。

高次機能交流拠点におきましては、各拠点の特徴的な機能がいろいろありますので、それぞれの魅力が高まる景観形成を図りますということにしております。

続きまして、複合型高度利用市街地ですけれども、利便性の高い快適な暮らしを演出する計画形成としまして、集合型居住機能や多様な生活利便機能が集積していることを踏まえて、秩序と調和のある景観形成を図るということにしております。

また、次の一般住宅地ですが、居住環境の維持・向上に向けた景観形成ということで、多様な居住機能や生活利便機能が相互に調和し、地域特性に応じた魅力ある景観形成を図りますとしております。また、郊外住宅地ですけれども、ゆとりある居住環境を重視した景観形成としまして、閑静でゆとりある居住環境を生かし、地域特性に応じた愛着の持てる景観形成を図りますとしております。

次の13ページをご覧ください。

工業地・流通業務地ですけれども、周辺市街地と調和した景観形成ということで、オープンスペースの確保や緑化の促進など、隣接する周辺市街地と調和した景観形成を図りますとしております。

次の幹線道路等の沿道ですが、連続性のある道路景観の形成としまして、骨格となる幹線道路等を基軸として重視し、連続性のある景観形成を図りますとしております。また、隣接する周辺市街地等と調和した景観形成を図りますとしております。

最後に市街地の外ですけれども、一つ目は、市街地を取り囲む自然環境や農地等の景観形成ということで良好な自然環境や優良な農地の景観の保全を図りますということとです。

二つ目は、高次機能交流拠点周辺など、土地利用を行う際はその特性を踏まえた景観形成を図りますということです。

続きまして、14ページの4-2特定の地域特性を踏まえた景観形成の方針の(1)景観計画重点区域における景観形成の方針でございます。こちらは、景観計画重点区域として、都心部に定めております4地区の重点区域の内容でございます。変更には地元地域の方々と意見交換や合意形成が必要だということもございますので、今回は現状のものから変更しないということにさせていただきたいと考えているところでございます。説明は割愛させていただきたいと思っております。

18ページをご覧ください。

18ページの(2)(仮称)景観まちづくり推進区域等における景観形成の方針でございます。

こちらは景観まちづくり推進区域という、この後、第5章でご説明いたしますけれども、地域ごとの景観まちづくりを行う、それに関する区域として(仮称)景観まちづくり推進区域とさせていただいております。これら個別に景観に関する方針等を定めた地域については、当該方針の内容をこの章の景観形成の方針として、4-1で定める方針に加えて、重ねて適用するというようにしてございます。

続きまして、19ページをご覧ください。

ここからは、第5章、良好な景観の形成に向けた取り組みです。

まず、5-1の届出制度による景観誘導でございます。(1)から(3)の19ページと20ページは前回ご説明を差し上げたものと同じ内容です。割愛させていただきますけれども、20ページの(3)主な取組のところ、①景観上、優れたものへの誘導方策の充実として、景観レビューを実施するというを書いております。また、②届出の対象や協議ツールの見直しということで、届出対象を追加し、除外するというを検討するということを書かせていただいていたところでございます。

それらを踏まえまして、21ページ以降に具体的な取り組みを支える制度と運用の考え方を記載しております。

①景観計画区域における景観形成基準等ということで、ア、届出対象行為を21ページ、22ページに載せております。

まず、①建築物・工作物とございますけれども、この表は現行のものを載せているものでございます。表の下に米印で主な見直しの方向性と書いていますけれども、今、見直し検討中の方向性について書いております。建築物につきましては、全市的な観点からは、建築物の壁面の長さによる届出対象の追加と、もう一つは、増築時の届出対象条件の合理化などを検討しているところでございます。

二つ目の都心及び拠点につきましては、都市計画マスタープランなどを踏まえまして、多くの人が集まる都心及び拠点などにおいて、きめ細かく誘導を図るために延べ面積条件の引き下げを検討しているところでございます。

三つ目は、主に郊外部でございますけれども、周辺市街地との調和を図るという観点から、18メートル高度地区において高さ条件の引き下げを検討するとしているところでございます。

また、工作物につきましては、築造面積を基準とした届出対象条件の追加を検討しているところでございます。

続きまして、23ページをご覧ください。

この景観形成基準ですけれども、建築物に関する景観形成基準ということで、これまで札幌市では行為の制限と呼んでいたものでございます。法律には「景観形成に関する行為の制限に関する事項」ということで、今まで行為の制限と呼んでいたものでございますけれども、国の運用指針の中でもそれを景観形成基準と読みかえているということもありますし、内容も制限というよりは誘導基準の性格が強いものですから、景観形成基準と呼び方を変更したいと考えているところでございます。

この表に書いてある内容につきましては、表の下の米印で主な見直しの方向性と書かせていただいておりますけれども、基本的には現行基準を踏襲することと、時点更新をするということでございます。さらに、新たな観点を追加する方向で検討しているところでございます。

この表に関しては、こういった観点を検討中のものでして、追加した部分は一番下のところに入れております。その一番下ですが、景観の維持・管理に配慮するということが、オープンスペースの活用と維持・管理手法について考慮したり明確にしたりしてくださいということを追加をしたいと考えております。

続きまして、25ページをご覧ください。

こちらは、工作物の景観形成基準でございます。

こちらでも、表の下に主な見直しの方向性と書いておりますが、現行基準を踏襲しつつ、時点更新する方向で検討しているところでございます。

続いて、26ページですけれども、景観計画重点区域における景観形成基準等ということで、先ほどご説明を差し上げましたとおり、景観計画重点区域については、地元、地域との意見交換や合意形成が必要だと考えておりますことから、現行どおりとさせていただきたいと考えておりました、ご説明は割愛させていただきたいと思っております。

次の27ページからは、現行の景観計画重点区域の基準を載せております。

こちらでも同様ですので割愛させていただいて、34ページまで割愛させていただきたいと思っております。

34ページの下の方ですが、③（仮称）景観まちづくり推進区域における景観形成基準等としております。第5章の地域ごとの景観まちづくりで定めます景観まちづくり推進区域においては、当該区域内で定める景観ガイドラインの中で届出対象や景観形成基準の追加等ができるものとして、それらに基づいて届出協議の運用を行いたいとしております。

続きまして、35ページです。

こちらは、色彩景観基準ということで、札幌の景観色70色について記載しております。こちらは現行どおりですので説明は割愛させていただきます。

36ページの下ですけれども、④（仮称）景観レビューでございます。こちらはまだ検討中ございまして、主な見直しの方向性としましては、まずは対象の建築物等については都市計画法等に基づく規制緩和等の適用を受ける建築物などを対象とすることを検討しております。また、その体制としましては、都市景観審議会に部会を設置させていただいてご審議いただくことを検討しております。また、協議の時期ですが、計画段階ということで、例えば都市計画決定が必要なものについては都市計画決定前の時期とか、設計段階ということで、こちらも例えばですが、規模に応じて工事着手の3カ月前ないし半年前ぐらいの時期に最大で2段階実施を検討していきたいと考えてございます。

続きまして、⑤屋外広告物に関する基準でございます。

こちらは、括弧書きでございますけれども、景観法第8条に規定される「屋外広告物の表示及び屋外広告物を提出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」としまして、現行にも記載している内容があるのですけれども、その内容は踏襲しつつ文言整理を行ったものでございます。その内容ですが、景観計画区域内の屋外広告物については良好な景観もしくは風致を害すおそれのないよう、札幌市屋外広告物条例において必要な規制を行うものとするとしております。そのうち、地域の特色に応じた広告物の掲出方法が必要な地区については、広告物条例において下記のように必要な規制を行うものとするとしております。

その下記ですけれども、（ア）広告物活用地区ということで、すすきの地区を指定しておりますが、活力あるまち並みを維持し、または形成する上で広告物が重要な役割を果たしている区域を広告物活用地区として指定しているということでございます。

また、（イ）景観保全型広告整備地区ということで、札幌駅南口地区、札幌駅北口地区、札幌駅前通北街区地区と、景観計画重点区域と同様の区域について指定をさせていただきますけれども、こちらは、良好な景観を保全し、または形成するため、広告物等の整備を図ることが特に必要な区域を景観保全型広告整備地区として指定をしているところでございます。

続きまして、37ページ、38ページでございます。

5-2の景観資源の保全と活用でございます。こちらも、（1）から（3）までは前回ご説明したものと変わっておりませんので割愛しますが、（3）主な取組としまして、①においては、景観的価値のとらえ方を整理して幅広い視点で考えたいということです。③では、それらについてわかりやすい周知を検討していきたいということを前回ご説明させていただいたところでございます。

これらを踏まえまして、39ページですが、（4）取組を支える制度と運用の考え方を記載しております。

①景観重要建造物、②景観重要樹木、③札幌景観資産、これらの指定方針については現

行どおりとなっておりますので、ご説明は割愛させていただきます。

また、下の40ページの④は、①から③以外の景観資源について、新しく考えていきたいというところです。景観資源をより幅広い視点でとらえ、積極的に掘り起こし活用するため、新たに緩やかな位置づけ制度を検討するということが、既存の指定制度ではなく、緩やかな位置づけ方法、リストアップ、登録などの方法の検討をするということです。二つ目は、それら位置づけたものに関して情報の周知ということで、ホームページの充実やマップをつくっていくということと、これらの取り組みについて条例に盛り込むことを検討しているところでございます。

その下は、景観重要建造物、札幌景観資産その他の景観資源のイメージ図でございます。

その下の⑤その他取組を支える制度ですけれども、景観アドバイザー制度、景観重要建造物等助成金ということで、これらは現行の内容を踏襲するのですが、保全、活用という観点に向けて、一部、文言整理を行ってございます。

続きまして、41ページ、42ページでございます。

こちらは5-3、地域ごとの景観まちづくりということで、こちらも(1)から(3)までは前回、ご説明を差し上げた内容でございます。その中で(3)主な取組ですけれども、①においては、モデル地区や今後展開していく地域で景観まちづくりをやっていくということや、景観計画重点区域の取り組みについて記載していたところでございます。また、②においては、景観まちづくりを支える仕組みということで景観ガイドラインなどの制度化について記載をしていたところでございます。

これらを踏まえまして、43ページです。

(4)取組を支える制度と運用の考え方として、まず、①景観計画重点区域について再掲をしているところでございます。また、②景観まちづくり推進区域ということで、先ほどから名称だけ出てきておりましたけれども、景観計画区域のうち、地域特性に応じた景観まちづくりを進める区域については、地域と市が協働で(仮称)景観ガイドラインを作成し、共有するということが、このガイドラインにおいて、景観まちづくりの対象区域を示すとともに、目標方針、景観形成基準や活動を定めるということにしております。また、このガイドラインに届出対象や基準などの追加をするということで、届出制度との連携を図るとともに、ガイドラインに定められた活動については適切に支援を行いたいということでございます。

下の図は、取り組みのイメージフローでございます。左側から取り組みのきっかけがあり、景観まちづくりの検討を行い、ガイドラインができましたらガイドラインを公表し、それに基づく景観まちづくりの取り組みを届出協議や活動の支援といったところで取り組みを展開していくということで地域特性に応じた魅力ある景観形成を図っていくというイメージ図でございます。

下の③その他取組を支える制度で、景観アドバイザー制度、景観まちづくり助成金制度でございますけれども、こちらは現行のものを記載しております。

続きまして、44ページ以降ですが、5-4の普及啓発でございます。

こちらは、44ページと45ページにわたって(1)から(3)に書いておりますけれども、5-3までと同様、前回ご説明を差し上げた内容でございます。(3)主な取組については、①景観に関する教育と体験の機会の提供、②効果的かつ多様な情報発信、③市民・事業者等の自発的活動を促進する施策の充実ということをお示ししていたところでございます。これらは、制度に基づいて何かを行うといった性質のものではないと考えておりますので、(4)取組を支える制度は無いということでございます。

続きまして、46ページの第6章、計画の推進にあたってというところでございます。

6-1の計画の推進体制ですが、景観を構成している要素は幅広く、複雑に結びつきながら形成されていることから、行政や事業者、市民といったそれぞれの主体単独での取り組みには限界があるということがございますので、本計画の推進に当たっては、良好な景観形成を実現するための理念や目標を共有し、それぞれの役割を担い、連携して取り組むことが重要であると考えているところでございます。

下の図は、市民、事業者、行政等の役割と推進体制のイメージでございます。それぞれ市民、事業者、行政に期待される役割と書いております。市民に期待される役割としましては、景観に関心を持つ。所有する建物や自らの活動が景観の一部を形成することを意識して必要な改善行動をとる。良好な景観形成に資する市民活動に参加する。良好な景観形成に資する取り組みを主体的に行うとしております。また、事業者等に期待される役割としましては、事業活動や自らの所有する建築物等が景観の一部を形成することを意識して必要な改善行動をとる。二つ目は、良好な景観形成に資する市民活動を支援する。三つ目は、自ら社会経済活動に資する活動を行うとしております。最後に、行政の役割でございますけれども、総合的かつ計画的に良好な景観形成に資する施策を推進する。二つ目は、率先して質の高い公共空間の創出に努める。三つ目は、市民、事業者等の活動や相互の連携を支援・調整する。四つ目は、良好な景観形成にかかわる多様な分野と連携するということにしています。

続きまして、47ページでございますが、計画の進行管理を記載しております。

①PDCAによる進行管理ですけれども、計画の進行管理に当たっては、本計画に基づく具体的な取り組みを展開し、その結果を検証して必要な改善を行うサイクルを繰り返すことで段階的かつ継続的な発展、スパイラルアップを図っていきたいということでございます。また、札幌全体の景観の魅力を高めていくため、個別の取り組みが地域内外での新たな取り組みを誘発して、それらが相互に関係づけられながら多様な取り組みが連鎖的に展開されることを目指していきたいということでございます。

その下の左側の絵は、進行管理のPDCAサイクルのイメージ図、右側は、地域の取り組みの連鎖のイメージ図でございます。

最後の②ですけれども、活動事業及び成果指標による進行管理でございます。まずは、第5章で個別の取り組みについて記載しておりますけれども、このロードマップを活動指

標として個別の取り組みの進行管理を行うということがございます。また、より効果的な進行管理のため、全体の成果指標として以下を設定します。しかし、この指標については継続的に検討を行っていきたいと考えております。

その成果指標ですが、景観施策や取り組みへの関心度を図るホームページ閲覧者数の測定調査と、施策の認知度を図る定期的なアンケート調査としていただいております。

駆け足で、長時間にわたってご説明をいたしまして、わかりづらい部分もあったかもしれませんが、内容についてご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でご説明を終わります。

○濱田会長 詳細にわたってのご説明、お疲れさまです。

今、事務局からお話がありましたとおり、多岐にわたる内容でございますので、全体像をきちんとつかんだ上で短時間で的確な議論をとというのは難しいところがあるかもしれません。これまでの議論も踏まえて、事務局としてすごく丁寧に準備頂いて、かなり網羅的で大量な資料になってはいますが、ご意見があればいただきたいと思ひます。

全体で言ひますと、特に届出に関しては、誘導型にするということと、過去の議論でも様々出てはいたけれども、実際に届出の仕組みを有効なものにしていくためのめり張りをつけようということ、厳しくするところと緩めるところの両面からまとめられています。今のT P Pの関税の話と似ているところもあるのですが、そういう制度整えられることによって、具体的に札幌市の景観が良い方向に動いていくための計画でありたいということ強く意識された見直しになっていると思ひます。ただ、何せ多岐にわたっているものですから、様々な部分でご意見はあろうかと思ひます。お気づきの方から口火を切っていただきながら、それに触発されて、誘発されてという格好で議論が広がっていけばいいかなと思ひておひます。

○斉藤委員 質問です。

資料の中でちょっとわからない文言があります。10ページの景観形成の方針で気候、地形とありまして、地形の真ん中の行の丘陵地として、波状の起伏（坂、崖、外線の緑）」とありますが、この「外線」とは何を言っているのですか。

○事務局（都市景観係長） すいません。これは誤字です。崖線です。

○斉藤委員 崖線ですね。

それから、景観形成基準のところでは何日か前に送られてきた資料ですと、景観形成基準（検討中）ですけれども、オープンスペースの項目がまち並みとの連続感をつくるということに入っていました。ところが、今日の資料を見ますと、景観の維持・管理に配慮するというほうにあるのですが、こちらに移した考えを聞きたいということが一つです。もう一つは、33ページで、景観形成の重要区域の中の四つのうちの札幌駅前通北街区の行為の制限というのは、現状はこうなっていますが、他の3地区はこういう表現をしていないですね。表現していないけれども、④の駅前通北街区だけは行為の制限となっているのは、現行、こうなっているということですね。この辺は、今後、整備をして統一するとい

うことになっていくわけですか。

○濱田会長 方針の説明はされているけれども、具体の中身はこれからだということですね。

○事務局（都市景観係長） そうです。現行、こういうルールになっているということです。

○斉藤委員 オープンスペースの項目のことをちょっと教えていただけたらと思います。

○事務局（都市景観係長） まず、新たな観点で追加したのですが、オープンスペースについて、活用ということと維持管理手法という二つを追加しております。斉藤委員からご指摘いただきました、事前に少しご相談させていただいていたものにつきましてはちょっと離れた場所に書いてあったということですが、まず、なぜここに書いたかという観点として、一つは、人（暮らし）という観点で、人の活動などにフォーカスを当てた部分をここに書いたということです。そこから上は、主にハード的な、建物をつくる際にはこういうことをしてくださいということを書いていますので、それとはちょっと観点が違うということであえて分けて書いております。

ですから、具体的には、オープンスペースを設置する際には誰がどういうふうにするのかということを考えてくださいということや、将来的にも維持管理がなされるように、体制とかルール、役割分担について明確にしてくださいということで、人の要素ということで下にうたっております。

○濱田会長 今のご説明にあったように、例えば公開空地も制度上では活用されるけれども、実際できたものはどうなのかと。我々もよく議論しているところですが、そういう意味では、使われ方、市民の関わりどころにきちんとフォーカスしていくというのは悪いことではないと思いますけれども、そこはもう少し明確に述べられていくと、よりわかりやすくなると思います。

○斉藤委員 私もそう感じるのですが、維持管理のところにはオープンスペースというのは、たまたま空き地があつてというところから考え方になると思うのです。都市景観をつくっていくときに、当然、建築物と同等にオープンスペースをどう使って、どういう景観をつくって活用して都市の価値につなぐかということは重要な要素だと思うのです。ですから、景観形成をするという積極的なところに入れ込んでほしいと思います。

いただいた資料だと、こういうところに入ってくるのはなかなか積極的でいいなと思っていたのですが、今回は維持管理のほうに行ってしまうと思います。もちろん、ここにも共感する部分はあるし、大事なことだと思うのですが、位置づけ等を積極的なところに置いていただきたいと思います。

○濱田会長 今の部分は検討できる場所だと思います。今回の見直しの中に実効性という話がかかり入っています。私たちがいろいろな建築計画に関わっていると、こういう制度があるからボーナス制度で公開空地を設けましょうということでやられている例は結構あるのですが、実際できたところは余り有効に市民に使われることなく寒々とした空間

になっていたりという事例もない訳ではありません。それから、斉藤委員のご専門であるランドスケープとの関連で言いますと、市民の使われ方は、建物よりも外部環境のほうが関連の深い施設もたくさんありますね。そういうときには、外部空間が建物の在り方を触発するということもあるようですので、その意味合いもきちんと踏まえて書いていただくと、より頑張っつつくられると思いますので、よろしくをお願いします。

○坂井副会長 今と同じところですが、私も、景観維持・管理に配慮するところがわかりにくいと思っているので、質問をしようと思っていました。

人（暮らし）という言葉を少し入れて、今の議論を丁寧に見ていくと、斉藤委員がおっしゃっているのは、もともとのまち並みとの連続化をつくるところに、公開空地や公園等のオープンスペース、特徴あるまち並みをつくるですから、つくる部分はここにあるのです。斉藤委員は空き地という言い方をされています。空き地について景観計画の中で言うのは勇気が要ると思うのですが、どちらかという、一番下には空き地の問題を少しにじませて、積極的な空地は上でつくるときに頑張ってください、下はある意味でネガティブにできてしまった空き地がこれから増えるので、あれは景観的に課題でもあるので、周りの住民などで何とか頑張っつくりましょうというくらいのことを下から2番目のところに書くのかなという気がしてきました。そういう使い分けをすると、新しくできた下の2行と、一番下はエリアマネジメントみたいな話だと思うので、そういうふう書き分ければ一番下に持ってきた意味があると思います。

○濱田会長 事務局としてはどうでしょうか。

○事務局（都市景観係長） 空き地の話は重要な観点であろうかと思っておりますので、それをどこかに記載するということがあろうかと思っております。一方で、ここは届出がなされてきたものに対する基準ということですから、場所はここがいいのか、ちょっと違うところがいいのかという観点はあるのかもしれないと思っておりますけれども、今のご意見を受けとめて検討させていただきたいと思っております。

○廣川委員 重点区域で空き地という言葉は全くなじまないです。現実問題としてあるかないかという、ほとんどないと思っております。瞬間的には空き地という表現はあるかもしれないけれども、すぐに活用されてしまう形になると思っております。

空き地という、いかにも空いたところというイメージになるので、重点区域の駅前通の北街区ですか、そこで空き地という言葉は個人的にはなじまないと思っております。実際はあるかもしれないですけどもね。

○坂井副会長 これは全市です。

○廣川委員 全市なのですか。

○坂井副会長 今話しているところは全市です。

○廣川委員 僕の言っているのは33ページです。

それから、大したことではないけれども、ここに書いてある宮の森モールというのはこのことですか。地域の個性を見だし、伸ばすというところですか。初めて聞きました。

- 事務局（都市景観係長） 場所の詳細は……。
- 廣川委員 わかりなればいいです。
- 斉藤委員 彫刻美術館のところではないですか。
- 廣川委員 だろうかね。
- 事務局（地域計画課長） そうです。
- 斉藤委員 そうですか。あそこは、路面を非常にきれいに仕上げています。
- 廣川委員 わかりました。広いからね。そのことですね。
- 斉藤委員 そうじゃないかと思います。
- 廣川委員 それはわかりました。関連ですけれども、今の写真で、17ページのパネル展で28票で1位になっているのは市電のある風景です。雪があるのが札幌の特性ですが、市電というのは、逆に雪がなければ話題にならないのかなと思ったのです。それから、前にいろいろ事業をやったロープウェイのところがあるでしょう。今後の関連を含めて、まさに2カ月後ぐらいにはループ化が辛うじてできます。そういうものについて、余り考えてもしょうがないかもしれませんが、市電についてはいろいろな角度でとらえるのだけれども、意外とあるようでないのです。これは個人的な意見ですけれども、市電というのは、ループ化ぐらいでは別に新しいことではないと思うのです。そこら辺は、市電のある風景と電車というものはどういうふうになるのか。ちょっとわからないです。
- 濱田会長 事務局としてはつらいところだと思うのですが、雪の写真を使って提案されたということで、これが出ているわけですね。市電のある風景にふさわしい写真であったかということに関しては、何とも言えないですね。
- 事務局（都市景観係長） そうですね。
- 斉藤委員 意地悪な質問になりますが、この候補になった写真はどうやって選ばれたのですか。
- 事務局（都市景観係長） イメージをつかみたいということで、このものをそのまま使うということではないですが、札幌市の中で特徴的であろうと思われるものを我々事務局がピックアップして載せております。
- 斉藤委員 狭い範囲の中での選択ですね。例えば、北大のイチョウ並木が札幌の中で自然を守り、生かす、これが一番の人気という、えっと思いますよね。その辺は、小さいと言ったら失礼だけれども、一つの取り組みでイベントでやったときに、このときに来られた方はこうでしたということで捉えて、こういうことを何回もやっていけばいいと思うのです。
- 濱田会長 そういうときに、今の写真の選び方やどういうものを出すかというあたりは、ひょっとしたら景観審議会の部会あたりがちゃんと後ろ盾になってやって行ったほうがいいと思います。こういう言い方は失礼ですが、見ていると、景観のことに余り理解のない、広告代理店の方やデザイナーが選んだということも結構あって、景観の視点からはちょっと違うなと思うことも結構あるのです。今、廣川委員のおっしゃったこともそうですが、

実際の取り組みをされている部分は特にもったいないと思うのです。実情が伝わらないで順位が下がった格好というのはですね。アンケートの中でも、いつも八木委員のお立場をよく言っていますけれども、市民に知ってもらうための伝え方はすごく大事で、いいと思うというのが圧倒的でありながら、取り組みを知らないというこのギャップがあります。札幌市民にとっては、景観は自分たちが関与する対象として考えるものではなくて、いいの悪いのと意見を言っているだけというアンケートになってしまっています。

ですから、もっと市民自らが景観づくりに関わっていくというここで書かれている精神をきちんとやっていくとすれば、細かなところにも配慮が必要であるというあたりを、これまでも度々繰り返し述べてきました。

その点に関しては、自分自身が地方の規模の小さい自治体の仕事をしながら、札幌でこういう議論に関わっていく際には、自分が一市民として考えたときに、大都市の場合は対象と自身との間でリアルに関係を描きにくいと思うのです。そういう意味ではモデル地区でやられている廣川委員のような現場で取り組まれている方たちの動きがもっと活き活きと、結果がこうなりましたということではなくて、今、皆さんと同じ市民が議論しながら、こういうことを進めていますよという取組のプロセスにおける伝え方はすごく大事ではないかと思います。

地方ですと、役場のあの人が担当して、こういうことをやっている結構みんな知っていて、住民からおまえは何をやっているのだと責められたり、良くやってくれたと褒められたりという話をよく聞きます。そのあたりは、大都市における市民とまちづくりの関わり方を今後しっかりやっていくためには、景観というのはすごくいい入り口だと思うのです。そういう意味でも、札幌市全体の市政に対する市民の積極的な関わりを先端を切り開く役目を景観が担っているという心意気でやっていただければなと思う次第です。

多分、坂井副会長や斉藤委員も同じようなことをやってこられたと思いますので、そういう細々としたディティールにこだわってというか、おろそかにせずにやっていくということはとても大事だと思います。一見、たかだか写真の話じゃないのという感じもあるのですが、実は深いところもありますので、よろしくをお願いします。

○廣川委員 大通地区の14ページの表を見ているのですが、景観重点区域内で大通地区は施行されたのが昭和63年と書いてあります。これは、余り先のことを言ったら大変ですし、今回はこれでいいのかわからないけれども、西は14丁目で終わっているということですね。全くナンセンスです。それから、創成川も越えます。どこまでかというのはわかりませんが、そのぐらいの見通しは、行政も含めていろいろなものがどんどん出てきますが、これでは足りないです。縦軸ではなくて、横軸、東西のラインがこれからは大事になります。いろいろなものがありますよね。コンベンションだとか何かありますよね。知事公館とかいろいろありますからね。創成川も含めて、こっちは住宅ですからね。例えばということで、それ以上は言いません。もう言いようがないのです。頭の中に入れておいてください。

○濱田会長 確かに、創成川イーストはかなりさま変わりしつつありますが、ああいう動きを景観の誘導にきちんと使っていくとすれば、そういう区域のことも少し視野に入れておいたほうがいいかもしれませんね。

○坂井副会長 多分、今回は最後で、あとは素案になってしまうので、10ページから順番に言っていきます。

今日変更があったところで、第4章は、ある意味で仕方がないというか、4-1はこういうふうにとまとめるしかないのだろうと思いつつ、質問としては、10ページの主要な視点場というのは決まっていたのですね。札幌市さんは持っているのですね。

○事務局（都市景観係長） 具体的なところは、現時点ではこの中に盛り込んでおりません。

○坂井副会長 視点場視点についての記述がありますが、視点場はどこなのだろうということになると思いますので、この扱いについてはやはり少し考えたほうがいいかなと思います。

次の11ページで、下から二つ目の住宅地等の地域住民が集まる、集うところではというところに今、濱田委員長からもありましたように住民が中心になってみたい文言を入れて、要するにその上の中心市街地のところは市民や観光が魅力を感じるので、多分、行政が力を入れるのでしょうけれども、住宅地のところは住民が頑張ってくださいみたいなことをここに書いておくほうがいいのかなというこれは意見です。

それから13ページです。こちらは都市マスに基づいてそれぞれ書いてありまして、工業地・流通業務地の中にオープンスペースの確保や緑化の促進などとありますけれども、工業地でオープンスペースを確保する意味というのはどういうところを想定していますか。

○事務局（都市景観係長） 周辺市街地との調和ということで、隣接地が住宅地であるだといった場合にオープンスペースをしたり、緑化をしたりということで、バッファーというか、緩衝を図るという観点で記載しております。

○坂井副会長 全編を通じて、オープンスペースという言葉がいろいろな意味で使われ過ぎて、ちょっととらえにくいところもあります。

やはり、緑化の促進が最初で、それをとるためにもバッファー的なオープンスペースが必要ですねということで、緑化の促進として、バッファーとは書けませんけれども、緩衝帯の何々とか、もう少し具体的に書いてもいいのではないかという気がします。

次は21ページです。

届出対象行為の米印の主な見直しの方向性のところが肝です。実は今、いろいろなまちで景観計画を見直していて、ここをどうするかみんなぎりぎりやっているところです。工作物の築造面積を基準としたと書いてありますけれども、これはどんな感じを想像しているのですね。工作物についてです。

○事務局（都市景観係長） 5-1の(3)の②で少し触れておりますけれども、メガソーラー施設の追加等ということで例えばメガソーラーなどが対象になるような築造面積。

○坂井副会長 メガソーラーですね。

そうすると、築造面積がかなり大きいものが届出対象にするよということですね。

○事務局（都市景観係長） そうです。

○坂井副会長 メガソーラーとははっきり書かないけれども、面積でいくということですね。

○事務局（都市景観係長） その表現をどうするかは今後の検討です。

○濱田会長 今回の見直しの機会に、まず、そこにきちんと目を向けようということですね。実際に私も中標津の景観審議会の委員をやっていますが、今、メガソーラーは買い取り価格のこともあってやや停滞気味になりましたけれども、以前からかなりの数が審議されています。やはり、規模が相当大きいので景観的に影響があるのです。中標津の場合は完全に道路から見えないように緑地帯を設けるということをかなり厳しくやっているのですが、一方では、展望台の上から見えてしまう。そうすると、エリアの制限もしなければだめだという議論になっているのは確かです。札幌市も、夜景はいいのですけれども、昼間に見ると恥ずかしい部分もあるかもしれませんので、しっかり目を向けていくという意味ではいいことだと思います。

○坂井副会長 36ページの④の景観レビューの対象ですが、これでいくと、規制緩和を受けた特定街区などになりますね。非常に限られた建築物ということで、地区計画は札幌市はたくさんあるのでその緩和を受けた建築物というのはいいと思いますが、前の部分といえますか、これだと年にどのぐらいあるのかという気がするのです。

例えば、景観重点区域のものは全てやるとか、景観重点区域の中の規模の大きいものとか、景観重点区域にこれが出てくるのですけれども、これだとわかりにくいというか、ここはもう少し詰めたらいいのかなと少し思いました。

それから、40ページの④です。

④は、新たに掘り起こすということが景観まちづくりそのものだという議論をこの場でもしたような気がします。ですから、掘り起こしてまた見つけた、リストに載せたということではなくて、掘り起こしの中で、皆さんにまちづくり、景観についてもっと興味を持ってもらう、そのようなことがわかるようなことを書いていただけないかと思いました。

それから、一番最後の46ページです。景観法の中で使えるツールがいろいろとあって、その言葉をちりばめておくのは大事だと思っています。例えば、景観整備機構ということや、一応、景観法にあってツールとされるものは、どこかに書いておく必要があるのではないかという気がします。

○濱田会長 ありがとうございます。

○八木委員 そろそろ退席させていただきますので、気づいたことについて順を追ってお聞きしたいと思います。

まず最初の資料で、チ・カ・ホのパネル展があったのですが、この来場者アンケートを

とる際に、例えば景品などは出されたのでしょうか。

○事務局（都市景観係長） アンケートと投票していただいた方に、「景カード」というカードゲームを、昨年、普及啓発の取り組みの中でつくっていたものがありますが、15枚パックですね。少数ですけれども、パックになったものをお渡ししております。

○八木委員 こちらのアンケートをお答えいただいた方は、もともと景観に少しは興味があって、その商品（カード）が魅力的だと思う方になりますので、データにある48件に好意的な回答があっても余り参考にはならないと思います。48人ということもあって、分母も非常に低いので、これをもって「魅力的だ」ということではないと思います。これまでの議論にも入っていますけれども、むしろ興味のない方を呼び込むための景品を出すなどをする工夫がないと、このアンケート自体が説得力に欠けるかなと感じました。

もう一つの市民アンケートについては、この5,000人は無作為でされたということで、こちらは分母が非常に大きいので参考になるものですが、こちらについても、図面しか載っていないので、係数が全くなっていないので、パーセンテージとか具体的に何人だったのかということがこのグラフに全くあらわれていません。これは、かなり大きな数字がとれたと思うのですけれども、棒グラフにしても、差がどれぐらいあるのかも見えません。これは、市民の皆さんにぱっと見ていただくにはいいと思うのですが、せっきくデータをとっていただいたのですから、この審議の場での判断材料としては参考にならなかったように感じます。

次に、もう一つの説明資料2についてです。14ページで、先ほどのお話の追加ですけれども、大通地区の範囲が古いままだということで、東側のエリアも提案に出たのですが、ここ10年ぐらい、西側の円山地区が住宅地として非常に人気があって、一方でマンションの建設も進んでいるところで、富裕層が多く暮らしていますし、一軒家やマンションもかなりできている人気の地区です。ですから、ここも、大通を広げて大通・円山にするか、円山ということで、円山、宮の森、山麓あたりというのを緑の多いかなり重要な地域だと追加したほうがいいのではないかと考えております。

最後に、46ページの計画の推進体制で、事業者などに期待される役割の最後の行の「自ら社会経済活動に資する活動を行う」がどうして景観形成の理念の表にリンクしているのか、ここの項目では理解できませんでした。

以上です。

○濱田会長 今のところの文言については、確かに私もちょっと……。

○事務局（都市景観係長） CSRなども含めて、みずから景観形成に資するような活動をしていただくということを表示したかったのですが、ちょっと誤字のようですね。

○八木委員 景観のこととは直接つながっていないですね。

○濱田会長 吟味してください。

ここに対しては、皆さんがおっしゃったとおり、市民アンケートは定期的にやられています。多分、今回の見直しも含めて、定点観測的にこういうことを把握してそれらを有効

に使おうと思ったら、この内容に関して担当部局ともうちょっと詰めていただきたいと思います。これまでのものをずっと踏襲してやり続けなければだめなのか、今回見直したのだからその効果を確認出来る指標で調査すべきで、その新たな内容で今後はやってそれを定点観測で長期的にやるようにしていきますというように、一遍、きちんと位置づける必要があるのではないかという気がします。

せっかく有効な数のアンケートですので、景観審議会からそんな意見が出たからという後ろ盾に使っていただきながら、改善して頂ければと思います。景観部局と市民の関係性をとらえるところで、こういう内容のほうが実際に景観計画なりと連動するのですが、今回、見直す機会に定点観測としてのアンケートの内容も見直したいということで、追加することになるのか、変えるのかということはありませんが、こういう項目も入れてほしいとなるかもしれませんね。これまでのデータをゼロにしないためには、継続するものと加えるものというやり方もあるかもしれません。その辺をきちんと詰めていただくとより有効かと思います。

○梅木委員 先ほどから言われていることですがけれども、分母が少な過ぎるのではないかということは見てすぐに思いました。

あとは、アンケート結果の26ページの間4-1で、札幌市が取り組んできた景観という質問の中で、緑のことを聞いてくれないのが少し残念でした。緑を何々という質問があってもよかったのではないかなと見た瞬間に思いました。

また、43ページ的良好な景観の形成に向けた取組で、取組を支える制度と運用の考え方のイメージ図のようなものがあります。これがうまく動けばいいのだけれども、最初の地域の発意とか市からの働きかけというものがスタートになっているのですが、これが果たしてどういうふうに進んでいくのかというのが絵に描いた餅にならないような感じでいくためには、もっと積極的にやっていかないとできないのではないかというイメージを持ちました。

昨日、ちょうど日比谷のガーデニングショーでそういったシンポジウムをやってきて、最後のほうだけ聞いてきたのですが、市民のNPOの人たちが物すごく積極的にやっていて、行政と関係なく自分たちでどんどん進めて行って、自分たちからすごく働きかけてやっているのを目の当たりにして、そうなるためにはもっと基本のところではいろいろなことをやらないと、こういうふうにならないのではないかと思いますし、行政主体ではできないことがたくさんあるのではないかということを感じました。

○濱田会長 先ほど廣川委員もおっしゃいましたように、景観まちづくり推進区域ですね。少し先行してやられているあたりの現場の動きは物すごく大事で、そのあたりがきちんと伝わっていく、市民から関心を持ってもらえるというところをやっていないと、この流れがうまくいかないのではないかという気がします。

○梅木委員 そういう意味では、札幌はちょっと行ったらすぐに自然があるから皆さんそんなに感じないのだと思うのですが、東京はすごいですね。大手町に3,000平米の森

をつくってしまうという感じです。私は、今日、車を駐車場に入れるのに30分も待ったのですが、市役所の隣の駐車場のところが全て森になるぐらいのイメージですね。そうすると、市民の意識もぐっと変わってくるかもしれないということをそこで考えていました。

○濱田会長 私も、若いころの体験ですが、いろいろなアーティストの支援活動をしておられる方が来たときに、札幌市役所のそばにあんな駐車場をむき出して、文化度が低いとドイツ人から言われてがっかりしたことがあったのを思い出しました。これはオフレコでいいです。

多分、先ほど廣川委員が空地なんてないとおっしゃいました。その実態は、マンションなどが建つという以前に、使いにくそうな土地があったらしばらく駐車場にしてしまっという格好にどんどんなっています。景観的には決していい風景ではないけれども、有効活用という意味ではそうしなければだめだという考え方もあるのですが、そういうときに、地域でのポケットパークにすることで魅力が上がるというような視点の議論がもっと沸き起こるようなことが地区によってはあってもいいと思います。

廣川委員が言われていますが、市電のループ化の中でも、そういうものがちりばめられていることでエリアの資産価値を上げていくということがあってもいいのではないかと感じました。

ほかにいかがでしょうか。

○小川委員 私は歴史や緑の保存活動をやっているのですが、やはり、緑に関しては、今ある緑を守るのはもちろんですけれども、もっと増やす方向で何かないのかなとも思っています。

○濱田会長 先ほど梅木委員がおっしゃったように首都圏なり東京の都心部のほうがはるかにまち中の緑が多いです。札幌は、一見、緑豊かと言われるますが、街中の緑はすごく少ないですから、それをよしとしたままでいいのかということもあると思います。

○小川委員 少なくとも、街中にあるような学校とか公共の場はもっと積極的に緑をふやすような方向で自分たちが率先していくことも含めてやってほしいと思います。また、景観教育にもっと力を入れてくれないかなと思っています。実際に市民に景観に興味を持っている人が少ないということが数少ないアンケートの中でも明らかになってはいるのですが、小さいころから景観とか緑とか自分の身の回りのことにもっと興味を持つような教育に関して、NPOでも子どもに対して教育的なことをやろうとしている団体などがあるので、そういったところをもっと活用していただいて、そういうことに取り組んでいただけたらいいなと思いました。

○濱田会長 36ページの景観レビューは、坂井副会長がおっしゃいましたが、対象になるところが何であるかというときに、たまたま私の個人的な経験ですけれども、景観重要建造物の隣接地にマンションが建ちそうだということでご相談を受けて、都市計画上は問題がないというか、違反工事ではないので計画を止めることは出来ないのですが、配慮す

るとすればこういうやり方もあります、同じボリュームで、同じ部屋数で、こういうふう
にセットアップすれば価値を下げずに配慮できますという話をしました。そうしたら、オ
ーナーが事業主にかけ合って、そういう配慮が結構されてきて、その結果、それなりに円
満におさまって、しばらくはここに住み続けるとおっしゃっていた例があります。届出と
かレビューというのは、こういう大事な場所だから、規模だけではなくて、質の面での議
論とか、専門家の意見をもらってという明暗のつけ方も必要ではないかと感じていました。

そのことは、景観資源とか重要建造物などを行政として維持していくためのサポートと
いいますか、今は基金を積んでも質を高めるための助成がしにくいということもあり、指
定はされていますと言いながら、これまでの議論の中からだんだんなくなっていくときに
行政ができるコントロールの仕方としては、周りも含めてちゃんと位置づけるというやり
方もあり得ると思います。私自身もそこに気がつかなかったので勉強になったなと思っ
ています。

それも含めて、大事なものは市民も事業者も行政も一緒にちゃんと守っていくというあ
たりのことにつながるような景観計画であってほしいと感じていました。

○梅木委員 今、札幌市で景観アドバイザー制度があるのですか。

○事務局（地域計画課長） あります。

○濱田会長 それが有効に活かされていくようにしましょうということですね。たまたま
私がかかわっているところで言うと、石山地区の方たちに呼ばれて行って少しアドバイ
スをしたことがございます。

○斉藤委員 骨子（案）で議論するのはこれが最後になるので、私も、今回の資料を見せ
ていただいて感じるところが何点かお話をしたいと思います。

資料2の10ページですけれども、ここが今回の計画の本文だと思うのです。しかし、
これを読んでいて、どうもしっくりこないと感じます。それは、札幌の都市の構造を立体
的に目に浮かべるときにこの文章と食い違うのです。何かと言うと、地形なのですが、前
の章で、札幌の地形は、扇状地、低地、丘陵、山地の四つに分けられるということです。
分けられる前につながってしまっていて、最初に山だろう、山があって丘があって扇状地があ
って平地でしょう、そういう基本的な構造が伝わってこないで、しっくりいかないと思
うのです。

今日の資料にある一番大事なキーワードは連続性だと思います。今、道路に関しての連
続性と書いてあるけれども、それは全てにあって、四つの大きく分けた地形の特徴をつな
ぐのは、川、道路、緑なのです。そういう三つの大きな方針の中でもつながっていて、そ
れぞれのエリアごとに特徴があって、小圏域の中でそれをさらに特徴づけることで個性が
生まれ、それが集まることによって札幌がすばらしいまちになるということがあります。

その中でも、開発によって途切れた部分や、つながらなければいけないところや、つな
ぐということを意識しなければいけないと思うのですが、この最初の書き方だとあっちこ
ちに行くわけです。それを少し整理していただいて、どう表現するかわからないけれど

も、三つの景観形成の方針の中に、つながっていくことが大事なのだと思うのです。つながりつつも、それぞれのエリアで個性が生まれているから、それをよりPRしていかうとか、直していかうというとらえ方で、ぜひ読んでいて伝わるようにしていただければなと思います。

そこに流れる部分の立体的なとらえ方、それがランドスケープの捉まえ方だと思うのですが、それを基本に踏まえていく必要があると思いました。

○濱田会長 多分、第2章の景観特性の書き方、つながり方だと思うのです。

○斉藤委員 前回も申し上げたのですけれども、単に四つに分けられると言われると、どうなのかと思います。だから、札幌の景観特性とは何なのかということがここで語られて、第4章のところでそれを生かしてどうなのだとすべきです。そういう意味で言うと、大変失礼ですが、緑の書き方にしても、水辺、河川の第2章の1の景観特性の書き込みというのはもっともっと必要だと思います。要するに、深めた書き方にしないと、それですつと流れて、だから何なのだという問題意識や関心が生まれないと思うのです。

○坂井副会長 それに加えて、8月か9月の国交省景観室の西山先生が出ている座談会の中でも景域という言葉が出ています。それをちゃんと書き込んでいくことが大事ではないかと思います。国のものを全部使う必要はないのですけれども、先進的にやっているということで、一言、二言、今の話と絡んで、景域というのは必要な考え方だと思います。

○斉藤委員 今回の計画の目玉はそこですね。景観まちづくり推進区域をやりましょうと。それは、景観法と別に札幌独自の取り組みとしてそのために景観ガイドラインをとという非常に期待できるところだと思うのです。要するに、景観計画重点区域は、この委員会の中でも、ここはいいじゃないかということでした。先ほど、もっと区域拡大をしたほうがいいのか、とらえ方をもっと広くとったほうがいいのかという意見がありましたし、見直しとしてはそういう問題もあると思いますけれども、そこはそこで意識のある方もいるし、みんなが注目していますが、それ以外のところで札幌全体の景観を底上げするために、新しい提案が出てきて、これはすごく期待できる場所です。

今日の段階では、方針はまだ書いていませんし、先ほど梅木委員がおっしゃっていた43ページのフローがどうなのかという心配も若干はありますけれども、このきっかけはみんなが掘り起こして、一つでも二つでもモデル的なものができていけばいいと思います。そのベースとして、札幌は、大景域の中に小景域が幾つもあって、そのベースとして地形がある、緑の要素も水の要素もある、人間がつくった道路とか防風林という要素もあるというとらえ方をしていくと、それぞれの地区で、自分の地区はこういうところをもっと打ち出したらいいのだということに気がつくのではないかと思います。

○濱田会長 できれば、そのあたりをきちんと戦略的に、こういう景観特性の中のこういう位置づけだから、そういうものにチャレンジするのだと。ロープウェイのあたりの位置づけも、特性との関連できちんと位置づけられるということはとても必要ではないかと思えます。多分、市民を巻き込んでということは相当なエネルギーが要るのですが、それを

やったときの波及効果や景観の質の変化に対する結構有効な成果につながることで、それが観光に資するだとか、商業の活性化につながるということも含めて、かなり戦略的にやられたほうがいいのではないかという実感は私もすごく持っています。

○斉藤委員 それをベースに言うと、都市的な気候の緩和とか、もっと言うと安全・安心ですね。そういうことをやることで、一旦災害があったとしても被害が最小限に食い止められる、人の命を守るためにも景観づくりは大事だということにつながります。

○濱田会長 神戸の震災のときは、大きな木がある公園のところは見事に役割を果たしています。

○斉藤委員 そういうものがにじみ出てくるといいという気がするのです。だから、どう書くのと言われると、私も書けないほど非常に難しいと思います。景観形成の方針の(2)をさっと読むと、やってもやらなくてもいいみたいな、歴史的な景観資源に配慮した、魅力的な景観形成を図りますとか、格子状街路とかまちの成り立ちを尊重した景観形成を図りますとありますが、何のためなのか。これは、単なる景観づくりではなくて、命を守るとか、気候を緩和するとか、それによって人が来ることで経済的な効果も生まれるということがその先にあるわけです。そういったことが三つの方針にみんなつながっているのだということで、こちらでも連続性の意識が必要だと思います。

その上で、ちょっと細かな話になって恐縮なのですが、12ページの(3)市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針ですが、そこでの景観形成とは何かというと、仮設的な景観です。今、大通公園でよく見られているようなものですが、そこにちょっと触れていただきたいのです。一時的に人が集まることで生まれる景観というのは、年間のうちに1日か2日だと思うのですが、今は年中やっています。それがある意味では日常的な景観になりつつあります。今の大通のあの景観でいいのかということは一つ問題意識としてすごく感じる場所です。人が集まって活気が生まれるのは非常にいいことですが、そこにも景観的な配慮をすることで、もっと人気が高まっているいろいろなところから人が来ると思うのです。景観をつくるのが目的ではなくて、結果的には経済的な振興が目的だということですから、一時的な仮設景観、人が集まるときの景観、イベントの景観、そういうことも考えておく必要があると思います。

○濱田会長 そこは、大通にかかわっている方からも、自分たちがかかわっていきながらちょっと気になってきていて、エリアでちょっと違うやり方をやってみようか、すごくデザインにこだわったエリアとそうでないところとやって、そこで問題意識を持っているデザイナーの方に聞いたことがあって、とても大事なところだと思うのです。それは、ハレとケというか、非日常のところも含めてですね。

○廣川委員 その話は前に出ましたね。商業との関係とか、イベントですね。

○坂井副会長 まさにうちの卒論生がやっています、公共建築デザインガイドラインのところ仮設建築も含むと書いてあるのですが、先生、これはどのぐらい有効なのですかと今日聞かれました。一番最初のところに書いてあるので、それで縛っているつもりなの

か、でも、もう少し書くということですね。

○斉藤委員 これは規模が大きいものなのでしょう。

○濱田会長 以前、テレビ塔の色彩の問題をやったときに、色彩のこともさることながら足元の仮設的な店舗ももう少し議論して先方にはお伝えいただいた格好になりましたけれども、大事なことだと思います。

○梅木委員 取り組みのきっかけで、先ほどと同じことをしつこく言うのですが、先ほどそこで30分以上待っていたときに、この駐車場が下がっているから、上にふたをして森にしたらすごくいいのになとつくづく思いながら、たまたまこれを読みながら待っていたのですけれども、大手町みたいな森がここにカンフル剂的にできたら、それが取り組みのきっかけになって、みんなの意識も大分変わってくるとか、そういう大きなことが一つあっても、市民レベルではなかなかできないことだけれども、これがあることによってここにすごく人が集まるようになったとか、鳥もすごく来るようになったとか、大通公園はもういつもイベントをやっているけれども、ここには森があるというような、そんなものがあってもいいのかなと思っていました。

○濱田会長 そういう意味では、景観まちづくり推進区域はすごく大事だと思うのです。有効に使える可能性を持っています。

○小川委員 質問ですが、札幌ドームのような大きな建物がある地域というのは、それができることは大分前からわかっているわけで、そのときにそのあたりのまちづくりをどうしようという計画はあるのですか。

43ページに地域特性に応じた景観まちづくりとありますけれども、ああいう大きなドームがあることもすごく大きな地域特性だと思うのです。そういうものに対してのまちづくりの方針を特別につくったりということはないのですか。

○事務局（都市景観係長） 札幌ドーム個別にということではないと思いますが、新しく大きな動きがある場所は、事前に行政として計画をつくってから新しい動きにつなげていくということをしておりますので、札幌ドームはわかりませんが、一般的にはそういうことをやっています。

○小川委員 あそこも、何かしたらのまちづくりの計画があった上で札幌ドームが建ったという感じなのでしょうか。

○事務局（地域計画課長） かなり古い話になりますけれども、札幌ドームの場合は、先に施設計画が先行していたところがあります。ただ、あれだけ大きなものができる、人の流れが劇的に変わりますので、地域としてどんな課題があるかということ、別途、地域の方にお集まりいただいてお話をした経緯はあります。ただ、景観をどうしようとか、その後、公共事業として何をしようというはっきりとした事業計画ではないので、まさしく、そういう事例も見ながら景観としては必要に応じて入っていくといえますか、過去の踏まえるべき事例だったとは思いますが。

それから、斉藤委員の発言に関して、回答にはならないので、補足になりますが、後段

の仮設物に関する問題意識は、私どもの中でもいろいろ議論しています。最終的には、どうやって制度を担保するかというところが難しいのですが、今日の冒頭にご質問があったオープンスペースの活用ですね。仮設ということは入っていないのですが、活用をあえて特出ししてみたのは、仮設のことも問題意識を持たなければいけないということもあっての位置づけです。イニシャル部分、つくるときにということも必要なもので、最終的に基準としてどう表現するかはまた預からせていただきたいと思うのですが、一応、そんな問題意識はあったということをお答えいたします。

また、前段のほうに特に重要なお話かと思うのですが、地形が区分されるものには、もちろん連続性があるという話ですし、当然、大事な視点だと思いましたが。それから、自然的な特性だけではなくて、今回は、自然、都市、人の暮らしという三つのレイヤーだけで端的に書いているのですが、当然、三つが有機的に絡み合っているわけで、景域というキーワードが出ましたけれども、どういうとらえ方をして地域の景観まちづくりにつなげていくのか、そこは本当にとっても大事なところだとうちの中でも議論していきまして、きちんとしたお答えを出せませんという、今、空手形は出ないのですが、うまく図示をするなり、冒頭、イントロのところでもしっかり考え方なり、これから本編をつくるという作業をしていきますので、そこでしっかりと、いろいろな考え方で方針を打ち立てて整理して、そこは誤解のないように説明していかねばいけないなと思っています。一旦、お預かりをさせていただきたいと思っております。

○濱田会長 この間、西山委員のお話を聞きながら、斉藤委員と一緒にやった道の最初の景観条例の見直しとか景観計画のときに、景域という言葉を引き張り出してきてやったということで、ある意味では先鞭をつけた考え方だと思うのです。それで、小景域と大景域という概念で景観特性を構造づけたことを覚えております。多分、ああいう概念を札幌市に当てはめたときに、そこは坂井副会長がおやりになっているところと重なってきて、土地利用でコントロールする部分と物でコントロールする部分と行為の制限とか誘発でやる部分が合わさって有効なものになっていくと思うのです。今回の見直しはとても意味の深い見直しだと思いますので、頑張ってやっていただければと思います。

○事務局（地域計画課長） 前段のほうで、坂井副会長ほうから、レビューの対象とか届出自体の対象の話がありました。21ページや36ページです。例えば、21ページのところで工作物についてご質問をいただきました。ここは、まさしく我々の制度設計を並行して進めているところで、最終的には条例で担保しなければいけないので、議会も含めて議論を進めているところですが、作業ベースとしてレビューも含め、どのぐらいのことをさばけるのかという現実面もあるので、そのデータ整理が追いついていないところがありまして、今日はイントロの紹介になりました。

○濱田会長 方針として示していただいたということですね。

○事務局（地域計画課長） 次の素案のときまでに結論は難しいかもしれませんが、もう少し分析して、坂井副会長の言われたとおり、単純に緩和だけではなくて場所性を考える

ということも当然必要かと思しますので、ここは追加で次回にご説明させていただければと思います。

○濱田会長 大事なところですので、ひとつよろしくをお願いします。

これは、作業は大変だと思いますけれども、大事なことだと思います。

今、課長からも言っていたように、作業をしている段階で、この辺は迷っているのだけれども、どうでしょうかということがありましたらお願いします。場合によっては、委員の先生方にも、専門性のところを加味しながら、個別にご相談をされながら、審議会の席上だけではなくて、委員の方々の見識を有効に使っていただければと思います。よろしくをお願いします。

ほかによろしいでしょうか。

ほぼ予定の時間になりました。熱心なご議論をしていただき、ありがとうございます。これを踏まえて、さらに追加の部分を組み立てながら次回という形になりますので、またよろしくお願ひいたします。

坂井副会長、立場を変わられても、引き続きという格好で、ある意味、少し外から見まして、そちらの動きも少し注入していただきながらこれからもお力添えをいただければと思います。よろしくをお願いします。

では、事務局にお返しします。

○事務局（地域計画課長） それでは、本日は、大変長時間にわたりまして熱心なご議論をありがとうございます。

議事録ですが、毎回同様、皆様にご確認いただいた上でホームページ上で公開させていただきます。また、委員の皆様には郵送させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次回の審議会は、日程はまだはっきり決まっておられませんけれども、年の瀬の慌ただし時期ではございますが、12月の中旬から下旬で速やかに日程調整をさせていただきます。日程確定後、正式にご案内をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、今回は、冒頭にご説明したとおり、素案ということになりますので、本日までにご議論をいただいた骨子をベースに、かなりボリュームとしては大きくなってまいります。事務局で鋭意作業を進めておりますけれども、悩むポイント等がありましたら、会長からもお話をいただいたとおり、場合によっては個別にご相談をさせていただく場面もあるかと思いますが、その際はご協力をよろしくお願ひいたします。

3. 閉 会

○事務局（地域計画課長） それでは、以上をもちまして、平成27年度第3回札幌市都市景観審議会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございます。

以 上

平成27年度第3回札幌市都市景観審議会出席者

委員（7名出席）

梅木 あゆみ	(有)コテージガーデン 代表取締役
小川 光代	(一社)北海道建築士会 まちづくり委員会 副委員長
斉藤 浩二	(株)キタバ・ランドスケープ代表取締役
坂井 文	東京都市大学 都市生活学部 教授
濱田 暁生	(株)シー・アイ・エス計画研究所代表取締役会長
廣川 雄一	札幌商工会議所都市まちづくり委員会委員長 (株)にしりん、(株)4丁目プラザ代表取締役社長)
八木由起子	(株)えんれいしゃ 北海道生活 編集長